

〔研究員の視点〕

# コロナ後のインバウンドを見据えて

交通経済研究所研究員 渡邊 徹

※本記事は、『交通新聞』（2022年1月27日付）に執筆したものを転載いたしました

## コロナ後を見据えた検討の必要性

WHOが新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言してからまもなく2年が経過しようとしているが、オミクロン株への急速な置き換わりで世界的にかつてないスピードで感染が拡大するなど依然として猛威を振っている。しかし、ワクチンに続き治療薬も登場しており、収束の日は遠くないはずだ。

新型コロナの収束後、コロナ前の状態に戻るものと戻らないものがあるといわれるが、第5波収束後に全国の観光地ににぎわいが戻ったことや、後述するアンケート調査の結果などにかんがみると、観光はコロナ前の状態に戻るだろう。したがって、目下の感染状況では想像もつかないかもしれないが、コロナ後は再び多くの外国人観光客が訪日すると考えられる。

そこで、本稿ではコロナ禍が観光産業に与えた影響を改めてレビューした上で、コロナ後のインバウンドについて検討したい。

## コロナ禍が観光産業に与えた影響

新型コロナの感染拡大により、2020年の日本人国内宿泊・日帰り旅行者数は前年比約50%減少し、日本人海外旅行者数と訪日外国人旅行者数は80%以上減少した（表1）。

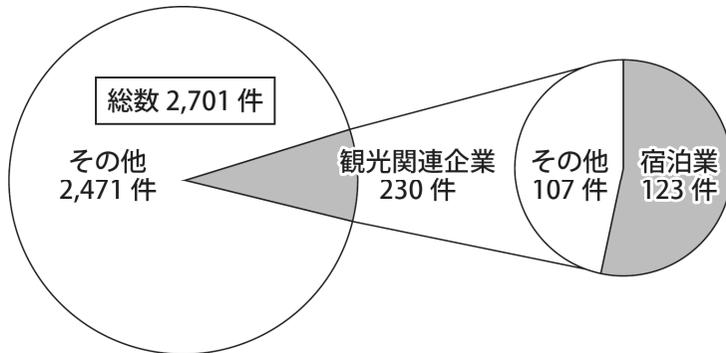
この結果、宿泊業や旅行業、運輸業をはじめとする観光関連企業の倒産件数が増加し、新型コロナに起因する企業の倒産件数の約10%を占めるに至っている（図1）。観光関連企業のうち最も倒産件数が多いのは宿泊業で、約50%を占めている。これは全体の約5%にあたり、宿泊業の倒産件数は飲食店、建設・工事業、食品卸に次いで4番目に多い。

表1 コロナ前後の旅行者数の比較

	2019年	2020年	減少率
国内宿泊旅行者数	3億1,162万人	1億6,070万人	48%
国内日帰り旅行者数	2億7,548万人	1億3,271万人	52%
日本人海外旅行者数	2,008万人	317万人	84%
訪日外国人旅行者数	3,188万人	412万人	87%

出所：観光庁「旅行・観光消費動向調査」及び日本政府観光局（JNTO）統計より筆者作成

図1 新型コロナ関連倒産の状況 (2022年1月24日現在)



出所：帝国データバンク「特別企画：『新型コロナウイルス関連倒産』  
動向調査 1月24日16時現在判明分」より筆者作成

### コロナ後のインバウンドへの懸念

日本政策投資銀行と日本交通公社が2020年12月に実施した、海外旅行経験のある20～50歳代の外国人へのアンケート調査の結果をみると、新型コロナ収束後に海外旅行をしたいと回答した者の割合はアジア居住者で約90%、欧米豪居住者でも約80%だった。また、行き先については、新型コロナの影響で衛生面への関心が高まっていることもあり日本がトップだった。したがって、新型コロナ収束後は再び多くの外国人観光客が我が国を訪れると考えられる。

コロナ前の我が国では外国人観光客の急増により宿泊施設が不足したが、その後の宿泊施設の整備もあり需給のひっ迫は解消に向かっていた。しかし、コロナ禍で我が国の観光産業は宿泊業を中心に甚大な打撃をこうむっており、受入体制は今後疲弊することが予想される。受入体制が疲弊している中で外国人観光客の受け入れを再開すれば、オーバーフローを引き起こす可能性がある。

### 受入体制の維持・強化に向けて

しかし、外国人観光客の受け入れは我が国の観光産業がコロナ禍から復興する上できわめて重要だ。このため、受入体制が疲弊していることを理由に外国人観光客を受け入れないという選択肢は考えられない。そこで、受入体制をいかに維持・強化するかが課題となる。

新型コロナの感染拡大後、国や政府系金融機関などは宿泊業に対し雇用維持や資金繰りの支援等を行っているが、依然として収束の兆しがみられないことへの失望感などから休業・解散を選択した企業もある。したがって、受入体制の維持にあたっては感染状況や流行株の特性等を見極めつつ可能な限り国内の観光需要を喚起し、新型コロナが収束するまで宿泊業を下支えすることが有用だろう。あるいは、地域を知り尽くした宿泊業者が地域限定旅行者（隣接する市町村等までに限定して企画旅行や手配旅行を行う旅行者）の登録を受け、その地域ならではの観光資源を活かした魅力的な着地型旅行商品を提供することにより観光需要を喚起することも有用だろう。

## 研究員の視点

一方、受入体制の強化にあたっては家主居住型民泊の普及促進が有用と考える。民泊には家主居住の下で観光客などを宿泊させる「家主居住型」と、家主不在の下で宿泊させる「家主不在型」があるが、家主居住型であれば業者に管理を委託する必要はなく、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下であれば一般住宅とみなされ、特別な消防用設備等を設置する必要もない。分譲マンションでは管理規約により民泊の営業が禁止されていることが少なくないが、家主居住型であれば家主と外国人観光客とのコミュニケーションを通じて国際相互理解が増進され、結果的

に騒音やゴミ出しのマナー違反といった近隣住民とのトラブルも低減すると考えられるため、比較的理解を得やすいだろう。ただし、特に外国人観光客の受入再開当初は混乱などから違法民泊が増加する可能性もあり、当局にあつては適切な対応が求められる。

外国人観光客の受け入れは我が国観光産業の復興だけでなく、経済の持続的発展にとってもきわめて重要だ。この好機を逸することのないよう、コロナ後のインバウンドを見据えて今から受入体制の維持・強化に向けた検討を行うことが強く求められる。